

求人事業主のみなさまへ

募集・採用のルール遵守のお願い

求人事業主と求職者の間で募集・採用に関する**トラブル**が増えています

- よりよい人材確保のためにも、トラブル防止のためにも、募集・採用のルールの遵守をお願いします
- 本リーフレットでは、特に求職者の方から相談の多いものをまとめました
- ご不明な点は、ハローワーク担当者にお気軽にご相談ください

求人公開カードの内容と面接時に示される労働条件が違う

求職者の声

- ・面接に行くと、求人公開カードに記載してある賃金よりも低い賃金を示された。
- ・「応募した求人とは別の職種で面接したい」と言われた。
- ・面接に行ったら、求人票に記載の仕事内容や労働条件と異なる説明を受けた。

お願い

求人公開カードに記載されている仕事内容・労働条件は、そのまま採用後の仕事内容・労働条件となることが期待されています。**求職者に分かりやすく誤解のないよう正確な記載、説明をお願いします。**

また、試用期間中の労働条件が試用期間終了後の労働条件と異なる場合は、必ず試用期間中の労働条件を求人票の「備考」欄等に記載するようお願いします。

求人事業主からの連絡がない

求職者の声

- ・応募書類を送ったのに面接日時についての連絡がない。
- ・採否決定までの日数を過ぎても面接を受けた事業所から採否の連絡が来ない。

お願い

面接日時の設定や書類選考に時間がかかりすぎると、応募中の優秀な人材を採用するチャンスを逃してしまったり、応募を検討している方に敬遠されてしまったりすることがあります。また、採否の連絡があるまで、他の事業所への応募を控えている方もいます。

求人票に記載した**採否決定までの日数は厳守してください**。何らかの理由で遅れる場合は、求職者に対し、採否決定までの日数以内に「遅れる」旨を理由とともに連絡してください。

なお、**採否結果については、必ず本人に直接通知するとともにハローワーク（TEL：087-869-8609 FAX：087-869-8862）にもご連絡をお願いします。**

面接内容や不採用理由が納得できない

求職者の声

- ・ 経験不問とあったのに面接では経験が必要と言われた。
- ・ 男女不問のはずなのに、面接に行くと男性はいらないとされた。
- ・ 不採用の理由として性別や年齢を告げられた。法律違反ではないか。

お願い

労働者の募集・採用については、性別や年齢にかかわらず均等な機会を与える必要があります（男女雇用機会均等法、雇用対策法）。このため、求職者の能力・適性に基づく選考をお願いします。

求職者に対し、**経験や能力、適性が採用基準に達していないことを伝えにくいため、性別や年齢を不採用理由として告げていたケースがありますが、これは法律違反にあたりトラブルの原因となります。**

採用する意志がなかったのでは

求職者の声

- ・ 面接に行くと、もう他の人に決まったと言われた。
- ・ 連絡が無いので問い合わせると既に他の人が採用されていた。

お願い

受付いたしました求人は、受付日の翌々月の月末、もしくは求人取消を行う日まで公開されています。応募者が多くて**一旦募集をストップ（保留）したい場合や、求人を取り消す場合は速やかにハローワークへご連絡をお願いします。**保留や取消のご連絡、同じ条件で募集を再開する場合や、軽微な変更についてはお電話でもお受けいたしております。

応募書類の取扱いについて

求職者の声

- ・ 不採用になったのに、履歴書や職務経歴書を返してもらえない。
- ・ 応募書類は個人情報なので返却してほしい。
- ・ 返してもらっていない自分の応募書類がどのように扱われているか不安。

お願い

履歴書や職務経歴書は重要な個人情報が多く記載されています。**不採用者には選考終了後速やかに返却をお願いします。**なお、やむを得ない理由により返却できない場合は、責任を持って廃棄をお願いします。

トラブル防止のため、できる限り求人公開カードの「備考」欄に書類を返却する、返却しない旨を記載するようお願いいたします。（例：「不採用の場合、応募書類は返却します。」「不採用の場合、応募書類は事業主の責任で廃棄します。」）

お問い合わせ・ご相談は ⇒ハローワーク高松事業所部門（TEL：087-869-8846）

ハローワークでは、労働者を雇い入れる場合の各種助成金も取り扱っています。ご利用には一定の要件がありますので、あらかじめご相談ください。